

令和4年度

被災地等支援助成

—被災地・避難者を支援する市民活動への助成—

〈募集要領〉

目次	1
1 助成事業の実施にあたって	2
(1) 助成事業の趣旨	
(2) 助成金交付要綱・規則の確認	
2 助成対象団体	2
3 助成対象活動	2
4 助成対象経費	3
5 助成上限額	3
6 助成対象活動の実施期間	4
7 申請期間	4
8 審査方法・選定委員会の実施（申請書類の審査）	4
(1) 一次審査【要件審査】	
(2) 二次審査【選定委員会の実施】	
9 助成金の交付申請から交付までの流れ	5
10 申請様式のダウンロード・書類提出先	6
質問様式	7

1 助成事業の実施にあたって

(1) 助成事業の趣旨

阪神・淡路大震災の教訓を活かし、全国各地の被災地の復旧・復興及び神戸市内に避難して来られた方を具体的に支援するための市民活動へ助成を行います。

(2) 助成金交付要綱・補助金規則の確認

本助成事業は、被災地等支援助成に関する要綱（以下「助成金要綱」という。）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（以下「補助金規則」という。）等に則して実施する必要があります。助成金の申請や事業の実施にあたりましては、必ず、本事業のホームページに掲載している助成金要綱・補助金規則等をご確認ください。

《要綱・規則の掲載先》

<https://www.city.kobe.lg.jp/a05822/sankakusuisin/hojyokinsien.html>



2 助成対象団体

全国各地の被災地又は市内で阪神・淡路大震災の教訓を活かした活動ができる団体で、かつ、以下の要件を満たす団体が対象です。

- ① 神戸市内に活動の拠点を有すること
- ② 営利を主目的とした団体でないこと
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

3 助成対象活動

助成の対象となる活動は、次に示す要件すべてに該当する活動となります。

- (1) ①全国各地の被災地（災害救助法適用地域、以下同じ。）で行政や市民団体等と連携し、かつ、阪神・淡路大震災の経験やノウハウを伝える活動、又は、②全国各地の被災地から市内へ避難して来られた方を支援する市内での活動であること
※①と②を重複して応募することはできません。
- (2) 助成対象期間に実施される活動であること
- (3) 市又は市の外郭団体から委託・助成金等を受けている活動でないこと
- (4) 営利及び学術研究を主目的とした活動でないこと
- (5) 宗教的活動又は政治的活動でないこと

- (6) 市の基本計画又は事業実施計画に反する活動でないこと
- (7) 市民と市民又は市民と市の相互理解と信頼が得られる活動であること
- (8) 法令に違反した活動でないこと
- (9) 公序良俗に反するなど、助成対象として適当でないと認められる活動でないこと

4 助成対象経費

本助成金では、助成対象期間内に行われる活動に必要な経費のうち、以下の経費を助成対象とします。なお、活動にかかった経費については、活動の完了報告時に原則として領収書の提出を求めます。

ただし、交通費のうち公共交通機関の経費（運賃）で領収書のないものについては、使用した切符の写真や使用者が申請団体に請求・領収した書類で支出の確認をいたします。

- ① 報償費のうち、謝礼等に要する経費
- ② 役務費のうち、通信（切手代等）、運搬、広告、手数料に要する経費
- ③ 委託費のうち、外部発注や広報物の制作等に要する経費
- ④ 使用料のうち、会場使用（付帯設備使用料を含む）、会場設営、車両等の賃借等に要する経費
- ⑤ 備品・消耗品費のうち、材料購入、印刷等に要する経費（飲食にかかる経費を除く）
[単価は 50,000 円（税込み）を上限とする]
- ⑥ 保険料のうち、活動保険等に要する経費
- ⑦ 旅費のうち、交通（航空運賃、鉄道運賃等）、宿泊に要する経費
[一人 1 泊 10,000 円（税込み）を上限とする]

【助成対象とならない経費】

- ① 上記助成対象外の経費
- ② 助成対象期間外の経費
- ③ 事業に要した費用を証する書類がない経費（公共交通機関利用時の例外を除く）
- ④ スタッフの人件費
- ⑤ 住宅の借り上げにかかる経費・家賃

5 助成上限額

本助成事業に伴う上限額は以下の通りです。

(1) 全国各地の被災地で行政や市民団体等と連携し、かつ、阪神・淡路大震災の経験やノウハウを伝える活動	上限 50 万円
(2) 全国各地の被災地から市内へ避難して来られた方を支援する市内での活動	上限 25 万円

6 助成対象活動の実施期間

○対象活動期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

上記の期間内に実施する活動を補助対象とします。申請前に実施された活動も補助の対象となります。

7 申請期間

○申請締め切り：令和4年12月23日（金）17時30分

申請締め切りまでに、下記「10 申請様式のダウンロード・書類提出先（2）」へ提出された申請を審査（下記「8 審査方法・選定委員会の実施」を参照ください。）の対象とします。郵送の場合も、令和4年12月23日17時30分までに到着したものが対象となりますので、それ以降に到着したものは、受付できませんのでご注意ください。

8 審査方法・選定の実施（申請書類の審査）

（1）一次審査【要件審査】

提出いただいた申請書類から、助成金要綱第8条に基づき、補助対象となる団体や事業であるかの確認をします。該当しないと認められる場合については、理由を付して不採択である旨を書面にて通知します。

（2）二次審査【選定委員会による審査】

助成金要綱第9条に基づき、提出いただいた申請書の内容について、選定委員会内において公益性（20点）、計画性（40点）、効果（40点）の項目に基づき総合的に審査します。審査結果は書面にて通知します。

9 助成金の交付申請から交付までの流れ

	団体	神戸市
令和4年 12月	○助成金交付の申請 【提出書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 (様式第1号または様式第2号) ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 (様式第3号) ・ 申請団体の概要がわかる資料 (団体概要書及び団体規約(定款)等) ・ その他、団体の活動の概要がわかる資料 (ホームページのURL、パンフレット等) (最大A4用紙6枚程度) 	
12月 ～1月		○一次審査 団体から提出された申請書類で要件審査を行います。
		○二次審査 団体から提出された申請書類の内容について審査を行い、採択団体を決定します。
		○交付決定通知 審査結果について、書面にて団体へ通知します。
	○事業実施	
	○事業完了報告 事業完了後、 <u>5日以内</u> に事業完了報告書を提出する。 【提出書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成事業等実績報告書 (様式第11号) ・ 事業の実施状況がわかる書類 ・ 収支決算報告書 (様式第12号) ・ 事業に要した費用を証する書類 ※事業完了日は、団体ごとに交付申請時に設定した日とします。	
		○報告書の確認及び助成額の確定 団体から提出された報告書の確認を行い、助成額を決定します。最終の助成額については、助成金額確定通知書(様式第13号)にて各団体へ通知します。
	○請求書の提出 【提出書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金請求書 (様式第14号) 	
5月中までに完了		○助成金交付 請求書に基づき、助成金の支払いを行います。

10 申請等様式のダウンロード・書類提出先

(1) 申請等様式のダウンロード

助成金の申請等の様式については、下記からダウンロードしてください。提出の際は、データによるEメールでの提出のほか、郵送や持参による提出も受け付けます。

《ダウンロードURL》

<https://www.city.kobe.lg.jp/a05822/sankakusuisin/hojyokinsien.html>



(2) 書類提出先

神戸市 企画調整局 参画推進課 社会貢献支援担当
〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 1号館 12階
電話：078-322-6491
E-mail：social-kobe@office.city.kobe.lg.jp

(3) 質問等の受付及び回答

本助成事業の内容、申請方法などについてご質問がある場合は、お電話でのお問い合わせ、もしくは、本募集要領の最終ページの様式または下記ホームページに掲載している様式をご使用の上、上記「(2) 書類提出先」までEメールにてお問合せください。

また、いただいたご質問等への回答については、一定整理を行った上で、その他のご質問等と併せて、下記ホームページ上に掲載いたします。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a05822/sankakusuisin/hojyokinsien.html>

